

札幌地方裁判所 令和5年(ワ)第1781号 損害賠償等請求事件
第5回口頭弁論における審理の状況について

原告の主張に対する被告恵庭市の認否反論及び再反論についてお知らせします。

1 訴状について

(1) 管轄裁判所及び事件番号

札幌地方裁判所 令和5年(ワ)第1781号 損害賠償等請求事件

(2) 提訴年月日

令和5年8月24日

(3) 請求の趣旨

- ・被告恵庭市は、原告Aに対し、893万3,100円及びこれに対する2017年(平成29年)2月28日から支払済みまで年5%割合による金員を支払え。
- ・被告恵庭市は、原告Bに対し、848万7,600円及びこれに対する2017年(平成29年)2月28日から支払済みまで年5%割合による金員を支払え。
- ・被告恵庭市は、原告Cに対し、945万6,700円及びこれに対する2017年(平成29年)2月28日から支払済みまで年5%割合による金員を支払え。

(4) 事案の概要

本件は、恵庭市議会議員を20年間務め、市議会議長も務めた者及びその家族が、経営していた牧場において住み込みで働いていた3名の知的障害者に対して行った虐待についての責任と、それを認識しつつ隠蔽し放置した恵庭市の責任を問う事件である。

(5) 原告ら 市内牧場主(故人)Dが経営していた牧場(以下「D牧場」という。)

で住み込み稼働していた障がい者3名

(6) 被告ら D、Dの妻E及びその子 被告恵庭市

(7) 経緯、請求内容等

- ・Dは元市議会議員、同議長及び知的障害者の社会復帰並びに会員相互の連絡によ

り社会福祉の向上に寄与することを目的とする団体である育恵会の会長であった。

- ・2016年（平成28年）頃、第三者から被告恵庭市へ情報提供があり、Dが経営する牧場が潰れたようであり、原告らが助けを求めているという話があった。
- ・被告恵庭市は、2016年（平成28年）7月頃から、原告らのD牧場の退去も見越して、社会福祉法人恵庭光風会が運営する恵庭市障がい者総合支援センター「e-ふらっと」と一緒に支援を行っていた。
- ・2020年（令和2年）2月にDが死亡し、同人の死亡後原告らがD牧場を退去し、転居した。
- ・原告らは、D牧場側が原告らの銀行口座から金銭を着服し経済的損害を与えたことについて、被告恵庭市に対し金銭着服による経済的損害、被告恵庭市が虐待を認識しながら隠ぺい、放置し、適法な対応がなされなかったことによって受けた精神的苦痛による精神的損害及び当該損害に対する遅延損害金等の支払を求めた。

2 原告の主張に対する被告恵庭市の認否反論及び再反論について

(1) 原告準備書面（2）に対する被告準備書面（3）での認否反論

ア 被告恵庭市の作為について

原告準備書面（2）	被告準備書面（3）
<p>被告恵庭市は、年金搾取が疑われること、生活環境が劣悪であることを認識しながら、e-ふらっとが、障がい者虐待防止センター事業として、「虐待を受けた障がい者の保護のための相談、指導及び助言に関する業務」を行うことを拒否した(虐待疑い案件としての取扱拒否)。</p> <p>被告恵庭市は、虐待調査を行おうとしたe-ふらっとに対し、「e-ふらっとが虐待案件として扱うのであれば、このケースには関わってもらわず被告恵庭市単独で扱っていく」旨を申し向け、積極的に虐待の隠ぺいを図ったものである。</p>	<p>否認する。</p> <p>被告恵庭市は、年金詐取が疑われること、生活環境が劣悪であることを認識していない。また、e-ふらっとが「相談及び助言に関する業務を行うことを拒否した」とあるが、何をもって拒否したと言うのか、さらに、e-ふらっとが虐待を認識、相談及び助言をする意思決定をしたという記録は一切無い。</p> <p>e-ふらっとは、実際に虐待があったとして、通報もしなければ、相談・助言など何らしていない。</p>

イ 被告恵庭市の不作為について

原告準備書面（２）	被告準備書面（３）
<p>被告恵庭市は、D牧場関係者による原告らに虐待が行われている疑いがあることを認識しており、どんなに遅くとも同年2月末日までにはD牧場に対する虐待調査及び北海道への通知を行うべき義務を負っていたにもかかわらず、虐待通報がないとしたり、あるいは虐待の疑いがないなどとして、必要な虐待調査及び北海道への通知を行わず、これを放置したものである。</p>	<p>否認ないし争う。 原告らは、被告恵庭市がD牧場関係者による「原告らに対する虐待が行われている疑いを認識しており」と主張するも、被告恵庭市は、虐待が行われている疑いを認識していなかった。</p>

ウ 被告恵庭市の不作為の違法性について

原告準備書面（２）	被告準備書面（３）
<p>本件において、初めから「虐待案件ではない」、「通報や届出を受けていない」という結論ありきの姿勢を被告恵庭市がとった動機は、e-ふらっとの記録上の「Dが元市議会議員（元議長）であったことが分かり、対応に気を付けるように達しがあったとのことである。」、「これはあくまでも市としてオープンにしている話ではないこと、e-ふらっとが虐待案件として扱うのであれば、このケースには関わってもらわず市単独で扱っていく」という市職員の発言から明らかである。</p>	<p>否認する。 Dが元市議会議員（議長）であったことは、恵庭市保健福祉部障がい福祉課のみなが知っていることである。Dは、市議会議員を引退しているのに、何故、対応に気をつけなければならないのかその理由は全く不明である。</p>
<p>被告恵庭市が、本件を虐待事案として扱わなかった真の理由は、Dが元市議会議員であり、同議会議長であったことに付度したことが推認され、このような目的での取扱いは、法の趣旨・目的を逸脱したものとして、裁量権の逸脱・濫用にあたるものである。</p>	<p>争う。 原告らは、被告恵庭市が、本件を虐待案件として扱わなかった真の理由は、Dが元市議会議員であり、同議会議長であったことに付度したことが推認されると主張する。 しかし e-ふらっとが虐待だ、虐待だと内部文書に記載するも、障がい者のために何らの行動もしていない。原告らの論理構成は e-ふらっとの記録に重きを置きすぎている。 被告恵庭市としては、何ら付度などしていないのであり、被告恵庭市の障がい者らに対する扱いは、法の趣旨・目的を逸脱しておらず、裁量権の逸脱・濫用にもあたらない。</p>

エ 被告恵庭市の作為の違法性について

原告準備書面（２）	被告準備書面（３）
<p>被告恵庭市は、年金搾取が疑われること、生活環境が劣悪であることを認識しながら、e-ふらっとが、障がい者虐待防止センター事業として、「虐待を受けた障がい者の保護のための相談、指導及び助言に関する業務」を行うことを拒否した。</p> <p>さらに、それだけでなく、被告恵庭市は、虐待調査を行おうとしたe-ふらっとに対し、「e-ふらっとが虐待案件として扱うのであれば、このケースに関わってもらわず被告恵庭市単独で扱っていく」旨を申し向け、積極的に虐待の隠蔽を図ったものである。</p>	<p>争う。</p> <p>被告恵庭市は、e-ふらっとの「虐待を受けた障がい者の保護のための相談、指導、助言に関する業務」を行うことを拒否したと主張する。</p> <p>しかし、何を拒否したのか。原告らは、具体的事実をもとに主張されたい。</p>
<p>被告恵庭市が、Dが元市議会議員であり、同議会議長であったことに付度したことが動機であった場合は勿論、仮にそこまでは認められなかったとしても、虐待疑い案件として扱う相応の根拠があるにも関わらず虐待案件としての取扱いを拒否することや、積極的に虐待を隠蔽することは、法の趣旨・目的を逸脱するものであり、裁量権の大幅な逸脱・濫用が認められる。</p>	<p>争う。</p> <p>被告恵庭市は、虐待疑い案件として扱う相応の根拠があるのにも関わらず虐待案件としての取り扱いを拒否したことも、積極的に虐待を隠蔽したことはない。</p> <p>原告らにおいて、「虐待案件としての取り扱いの拒否」、「積極的に虐待を隠蔽」した事実を主張するなら具体的に作為を特定されたい。</p>

オ 被告恵庭市の責任について

原告準備書面（２）	被告準備書面（３）
<p>被告恵庭市の行為にはその作為についても不作為についても違法性が認められ、また、このような行為を行った被告恵庭市には国家賠償法１条１項の故意が優に認められる。</p> <p>また、仮に被告恵庭市に故意まで認められなかったとしても、必要な調査、指導及び北海道への通知等を怠ったことについて被告恵庭市には予見可能性と結果回避可能性に裏付けられた過失が認められる。</p> <p>したがって、被告恵庭市は、その行為により原告らに生じた損害について、相当因果関係の範囲で損害賠償責任を負うものである。</p>	<p>争う。</p> <p>被告恵庭市には、故意に原告らのいう作為・不作為を行った事実はない。</p> <p>また、原告らは、「必要な調査、指導及び北海道への通知等を怠ったことについて被告恵庭市には予見可能性と結果回避可能性に裏付けられた過失が認められる」と主張する。</p> <p>しかし、原告らのいう「予見可能性及び結果回避可能性」の対象は不明確である。</p> <p>原告らにおいては、「予見可能性及び結果回避可能性」の具体的内容に明らかにされたい。</p>

(2) 原告準備書面(2)に対する被告準備書面(4)での再反論

ア 被告恵庭市答弁書に対する反論への再反論について

原告準備書面(2)	被告準備書面(4)
<p>被告恵庭市は、Dが「元市議会議員であり、元議長であったことは本件に関与した被告恵庭市職員であれば誰もが知っていたこと」とするが、Dが恵庭市議会議員だったのは平成23年4月30日までのことであり、Dが恵庭市市議会議員だったことを「みんな知っていた」とは限らない。</p>	<p>原告らは、Dが恵庭市議会議員だったことを「みんな知っていた」とは限らないと反論した。</p> <p>しかし、被告恵庭市保健福祉部障がい福祉課では、支援する際、どの家庭でもその世帯状況、職業等を把握している。</p> <p>したがって、上記「みんな」というのは、障がい福祉課職員のことであり、「みんな」は、決して恵庭市職員全員や恵庭市民を指すものではない。</p>
<p>障害者虐待防止法にいう虐待の「通報」とは、通報者が形式的に『『通報』である』と告げた連絡に限られるものではなく、その実質に即して判断されるべきものである。</p> <p>第三者から被告恵庭市職員に対し「障害者が困っているようなので市で確認してほしい」、「噂ではあるが、プレハブ小屋で冬期間を寝泊まりしているの、足が凍傷になっていると聞いている」という連絡をした時点で、障害者虐待防止法上の使用者虐待の通報があったことが認められる。</p>	<p>第三者の連絡内容は、又聞き情報に過ぎず、その内容が真実なのかもわからない状況であった。</p> <p>また、Dらが「使用者」に該当しないことは、被告恵庭市が従前主張してきたとおりである。</p> <p>したがって、上記第三者の発言をもって虐待通報があったとの原告らの反論は、原告らの主張に沿い強引な結論を導いたものに過ぎず、誤りである。</p>
<p>被告恵庭市は、恵庭市における障がい者虐待の防止と対応(マニュアル)14頁のチェック項目につき、チェックリストを作成していない。</p> <p>また、仮にチェックしていたならば、複数の項目に該当し、また、それ以外の更に複数の項目に該当する可能性があることが見て取れたはずである。</p>	<p>原告らは、チェックリストを作成しておらず、仮にチェックリストを作成していたら、複数の項目に該当可能性があることが見て取れたはずであると反論した。</p> <p>しかし、障がい福祉課においてチェックリスト項目は、業務の運営上、各項目について意識はしているが、項目に該当するまでの事実は存在しなかった。</p> <p>また、チェックリストは必ず作成するものではない。特に虐待通報もない本件の場合、作成する必然性もなかった。</p> <p>チェックリストは、虐待通報を受理し、コアメンバー会議を開催し、情報を収集したが虐待の有無が不明の場合に、虐待の有無について整理をするために用いるものである。</p> <p>したがって、チェックリストを作成していたら虐待があったことを認定できるような原告らの反論は、原告らの主張を</p>

導き出すものに過ぎず、原告らの主張には理由がない。